# 共 済 募 集 指 針

平成27年3月1日現在群馬県信用組合

当組合は、共済募集にあたっては、中小企業等協同組合法・中小企業等協同組合法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項に基づき適切な共済募集を行います。

なお、当組合が行う共済募集は、お客さまと当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

## 1. 募集する共済商品および引受共済組合

お客さまに対して当組合が募集を行う共済契約の引受共済組合および共済商品につきましては、当組合ホームページもしくは支店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

共済契約はお客さまと共済組合との取引になりますので、共済契約の引受や共済金等のお支払いは 引受共済組合が行います。

なお、引受共済組合が経営破綻した場合は、共済金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり 金額が減額される場合があります。

### 2. 募集する共済商品に関しての適切な情報提供

当組合が取扱う共済商品の中からお客さまご自身のご判断により商品を自由に選択いただけますよう情報提供いたします。

#### 3. 共済募集に係る制限について

当組合が事業に必要な資金を融資している事業者、当該事業者の役員・従業員の皆さまに対しては、 法令等により、一部の共済商品の引受に制限があります。よって共済商品のご提案にあたりましては、 お客さまの勤務先等をお伺いする場合があります。

- ①当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主に対しては、法令により当組合は共済商品をお取扱いできません。
- ②常時従事する従業員が20名以下であり、かつ当組合が事業に必要な資金を融資している法人・個人事業主の役員および従業員に対しては、法令により当組合は共済商品をお取扱いできません。 \*ただし、上記①、②に該当する共済申込者、被共済者で当組合の組合員の方は除きます。
- ※当組合は法令上の特例措置に基づき、「上記①、②に該当する当組合の組合員の方」または「従業員が21名以上の融資先法人等に勤務している役員・従業員の方」を共済契約者とする共済募集を行う場合は、共済契約者一人あたりの通算共済金額を以下の金額に制限させていただきます。
  - (1)個人年金を除く生命共済商品(終身共済・定期共済・養老共済等) 共済契約者一人あたりの通算共済金額の限度を1,000万円とします。
  - (2)傷害共済を除く第三分野の共済商品(医療共済・がん共済・介護共済等)
    - A. 診断等給付金(一時金形式)・1共済事故につき100万円
    - B. 入院給付金 ・・・・・・日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
    - C. 手術給付金 ・・・・・・・1手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
    - D. 診断等給付金 (年金形式)· · 月額換算 5 万円

## 4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客さまへの共済募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、中小企業 等協同組合法や金融商品販売法等に基づく説明義務違反等によりお客さまに損害が生じた場合には、 共済代理店としての販売責任を負います。

なお、引受共済組合の経営破綻等の事由により、お客さまに損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

#### 5. お客さまからのお問い合わせ(苦情・相談)窓口

当組合では、共済募集に関するお客さまの苦情・相談について適切に対応します。 下記のご相談窓口にご連絡ください。

#### ◆共済募集に関する苦情・相談窓口

群馬県信用組合 コンプライアンス室

電話 フリーダイヤル 0800-800-4333

受付時間 8:30~17:30 (ただし、当組合の休業日を除く)

なお、当組合では、お客さまに対する共済募集時の説明や苦情・相談に係る記録簿 (お客さまからご提出いただいた書類を含む) を共済期間満了時まで保存いたします。また、ご相談内容につきましては引受共済組合が対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。